

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
◎こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定 (県民生活・男女共同参画課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (2件) (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	2
○道路の供用開始 ( " )	3
○高知県収入証紙売りさばき人の名称の変更の届出 (会計管理課)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (2件) (県民生活・男女共同参画課)	3
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	3

## 告 示

### 高知県告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、仁淀川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成24年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
大屋	丸林	1995	宮ケ平	丸林

宮ケ平	奥松ガヤスバ	499から503まで
	下モ石ガナロ	504から506まで
	東石ガナロ	507
	東サンバク	508から511まで
	西サンバク	512から514まで
	北石ケ成	520から522まで
	西モリ山	523
	サカイバタ	524
	ヒヲノサコ	526
	カゲウラ	528
	ナカゾエ	529
	トチノモト	530
	ヒラシダレ	531の1
	ナカヒラ山	532
	東カゲヒラ	535の1、538の3、577、578

西石ガナロ

西カゲヒラ

北浦	539の1、579、585
黒石カゲ	541の1、589、591、592 589の地先の水路である町有地の全部
堀り	544の1、593、595、596
西日浦畑	547の1、580から584まで、586から588まで、590、594、605から626まで 586の地先の道路である町有地の全部
東日浦畑	597から602まで、628、629
休天	603、604、627

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。  
2 上記地番は、平成22年11月4日現在の登記簿による。

### 高知県告示第126号

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）第17条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第21条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称  
こうち男女共同参画センター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市旭町三丁目115番地  
財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
- 指定期間  
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

### 高知県告示第127号

平成24年2月高知県告示第76号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び関係町村役場に告示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年2月28日  
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所  
東京都北区堀船二丁目18番3号  
イ 氏名  
明神 匡一

(2)ア 登記簿記載の住所  
東京都中央区湊三丁目3番2号  
イ 氏名  
王子緑化株式会社

(3)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡北川村島785番地  
イ 氏名  
田中 ハツ

(4)ア 登記簿記載の住所  
三重県度会郡小俣町2688番地  
イ 氏名  
山崎 晋

(5)ア 登記簿記載の住所  
香美郡上韮生村神池22番屋敷  
イ 氏名  
山本 竹藏

(6)ア 登記簿記載の住所  
愛媛県今治市桜井団地四丁目6番地7  
イ 氏名  
川久保 英子

(7)ア 登記簿記載の住所  
香美郡物部村神池2022番地1  
イ 氏名  
竹田 喬浩

(8)ア 登記簿記載の住所  
香美郡上韮生村神池85番屋敷  
イ 氏名  
森本 糺

(9)ア 登記簿記載の住所  
香美郡物部村神池1960番地  
イ 氏名  
門 明香

(10)ア 登記簿記載の住所  
香美郡物部村笹746番地  
イ 氏名  
笹岡 忠男

(11)ア 登記簿記載の住所  
大阪市旭区大宮西之町六丁目14番地

イ 氏名  
隅田 正辰

(12)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村小川東津賀才1011番地  
イ 氏名  
大久保 勇

(13)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡いの町6489番地12  
イ 氏名  
筒井 佐知子

(14)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡伊野町枝川1137番地42  
イ 氏名  
筒井 佐知子

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。  
平成11年3月農林水産省告示第346号

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第128号**  
平成24年2月高知県告示第75号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成24年2月28日  
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所  
福岡県久留米市城南町23番地2 ファミール久留米城南805号  
イ 氏名  
山本 みわ

(2)ア 登記簿記載の住所  
東京都世田谷区代田三丁目36番3号 フラットシーホース201  
イ 氏名  
五藤 えみ

(3)ア 登記簿記載の住所  
記載なし  
イ 氏名

門脇 寿作

(4)ア 登記簿記載の住所  
記載なし  
イ 氏名  
竹内 升次郎

(5)ア 登記簿記載の住所  
和歌山市苫屋町二丁目5番地  
イ 氏名  
西村 正二郎

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
平成11年1月農林水産省告示第65号

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第129号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成24年2月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年2月28日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
2 路線名 有岡川登  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市手洗川宇山伏峠山4324番2から四万十市手洗川宇山伏峠山4324番15まで	前	12.4 }	18
	後	14.7 }	
四万十市手洗川宇山ドカ谷山4326番26から	前	7.6 }	30
		18.1	

四万十市手洗川字カドカ谷山4326番14まで	後	13.8 }	30
		21.6	

**高知県告示第130号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年2月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市手洗川字山伏峠山4324番2から 四万十市手洗川字山伏峠山4324番15まで	18	平成24年2月28日
四万十市手洗川字カドカ谷山4326番26から 四万十市手洗川字カドカ谷山4326番14まで	30	平成24年2月28日

**高知県告示第131号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の名称の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 (変更前) 高知市稲荷町10-23 スカイハイツ301  
 高知県広告美術協同組合  
 代表理事 池添 昭嗣  
 (変更後) 高知市稲荷町10-23 スカイハイツ301  
 高知県屋外広告美術協同組合  
 代表理事 池添 昭嗣
- 2 変更年月日  
 平成24年2月3日

-----  
公 告  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年2月17日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年2月17日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年2月17日	特定非営利活動法人カンガルーの会	澤田 敬	吾川郡いの町八田235番地2	この法人は、児童虐待の予防、子育て支援を図る為、周産期から児童に係わる関係者に対して、研修会や講演会を開催する事業等を行い、児童の健全育成を支援し公益の増進に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年2月17日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年2月17日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的

平成24年2月17日	特定非営利活動法人グラウンドワークひだかむら	中野 益隆	高岡郡日高村本郷2646番地2	この法人は、地域住民・行政・企業が一体となり自然環境の再生・創造に向けて、連携し協働しながら、地域の環境改善活動・環境教育に取り組むための体制づくりに対して、また、高齢者の生きがいづくり、若年層への夢を与え、青少年を健全に育成する地域コミュニティの再生を図るため、環境保全活動等を行い、よって人と自然が輝き合う村づくりの構築に寄与することを目的とする。
------------	------------------------	-------	-----------------	--

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合が行う土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 組合の名称  
清水第三土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
土佐清水市天神町11番2号
- 3 設立認可の年月日  
平成2年11月13日
- 4 変更認可の年月日  
平成24年2月8日